

# 河川・ダム of 健全性の評価結果

～概要版～

平成29年8月4日

国土交通省 水管理・国土保全局

河川環境課

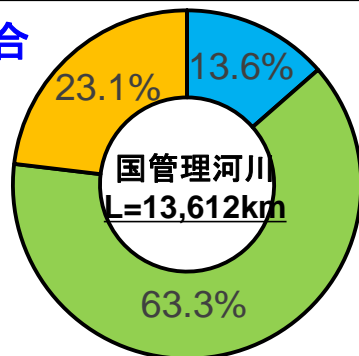
# 1. 健全性の評価結果の概要【河川】

- 「措置段階」と評価された区間及び施設は確認されませんでした。
- 各施設については、下記区分の評価の結果に応じて、修繕等のその後の対策の要否・方法を判断していくこととなります。

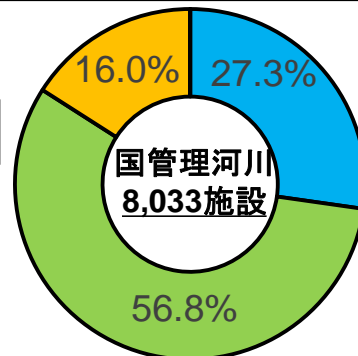
## 健全性の評価結果の割合



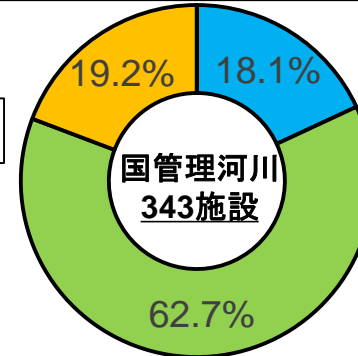
堤防



樋門



水門



## 点検結果評価区分

全ての評価公表対象施設で機能が確保されていることを確認

表示区分		状態
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: 2em; margin-right: 5px;">高</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: 2em; margin-right: 5px;">(健全度)</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: 2em;">低</div> </div>	<b>異常なし</b> (機能支障なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていない健全な状態(施設の機能に支障が生じていない軽微な変状を含む)</li> </ul>
	<b>要監視段階</b> (機能支障なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていないが、進行する可能性のある変状が確認され、経過を監視する必要がある状態(軽微な補修を必要とする変状を含む)</li> </ul>
	<b>予防保全段階</b> (機能支障なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていないが、進行性があり予防保全の観点から、対策を実施することが望ましい状態</li> <li>詳細点検(調査を含む)によって、堤防等河川管理施設の機能低下状態を再評価する必要がある状態</li> </ul>
	<b>措置段階</b> (機能支障あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防等河川管理施設の機能に支障が生じており、補修又は更新等の対策が必要な状態</li> <li>詳細点検(調査を含む)によって機能に支障が生じていると判断され、対策が必要なものも含む</li> </ul>

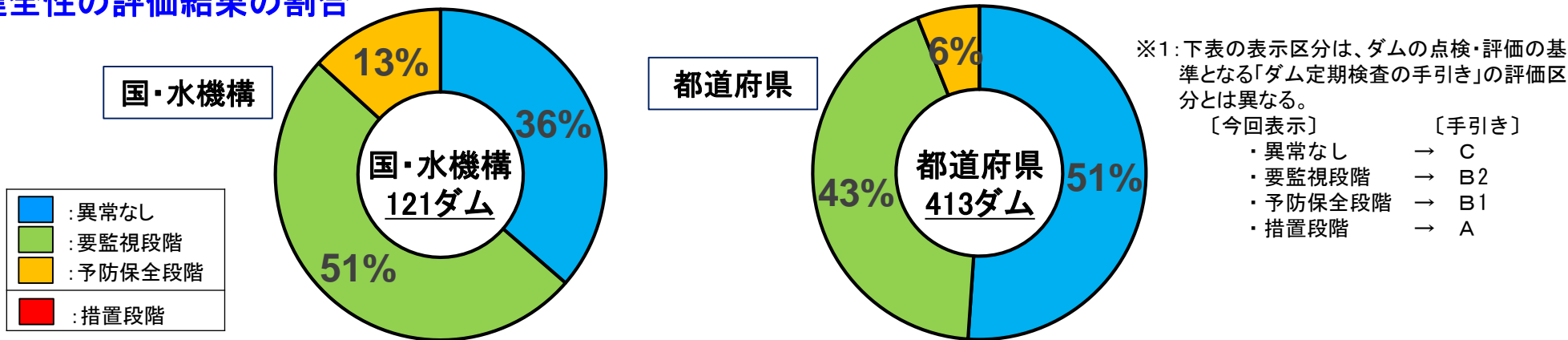
・なお、上記の区分はその施設が元々有している機能に対する評価であることから、**評価区分と、洪水に対する安全性は必ずしも一致しません。**  
(例えば、堤防が未完成で低い場合には、評価区分が「異常なし」であっても、洪水に対する安全性は必ずしも高いとは限りません。)

・都道府県等の代表河川における試行結果は参考としておりますので、詳細は別途HPで掲載している健全性の評価結果(表1-1~3-5)をご参照ください。

# 1. 健全性の評価結果の概要【ダム】

- 国土交通省・水資源機構及び都道府県等管理ダムともに、「ダムの安全性及び機能への影響が認められ、直ちに措置を講じる必要がある」（措置段階）と評価されたダムは確認されませんでした。

## 健全性の評価結果の割合



## 点検結果評価区分

全ての評価公表対象施設で機能が確保されていることを確認

表示区分 ※1	状態
<b>異常なし</b> (安全性・機能支障なし)	・ ダムの安全性や機能に影響を及ぼすおそれがないと判断され、状態監視を継続する。 ・ ダムの安全性及び機能は保持されていると判断されるものの、必要に応じて措置を講じる必要がある。 ・ ダムの安全性及び機能は保持されていると判断されるものの、速やかに措置を講じる必要がある。
<b>要監視段階</b> (安全性・機能支障なし)	
<b>予防保全段階</b> (安全性・機能支障なし)	
<b>措置段階</b> (安全性・機能支障あり)	・ ダムの安全性及び機能への影響が認められ、直ちに措置を講じる必要がある。

・土木施設、機械施設、電気通信施設を対象としており、施設の状態に応じて4段階に区分し、**1項目でもa判定となった場合は、総合判定をAとしている。**  
 (「a、b1、b2、c」の順で該当する個別判定をもとに総合判定を行っている。)

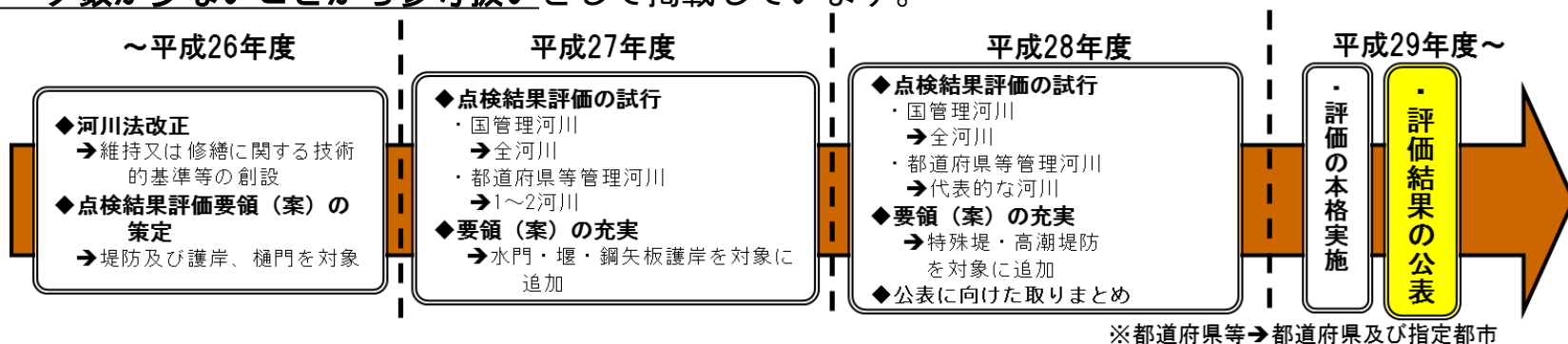
・管理者毎、ダム毎の評価の試行結果については、別途HPで掲載している健全性の評価結果(表1～4)をご参照ください。

## 2. 河川・ダム of 健全性の評価の概要

堤防やダムなどの河川管理施設等については、平成25年の河川法の改正により、1年に1回以上の頻度の点検の実施等を内容とした、維持・修繕に関する技術的基準等を位置づけ、これらに基づき点検・評価を行ってまいりました。

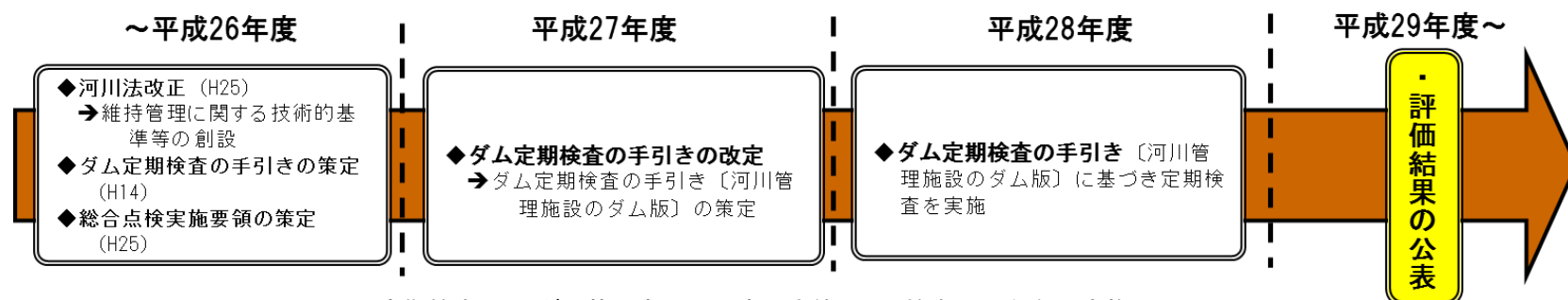
### 【河川】

『河川』においては、今般、**国管理河川については全河川、都道府県等管理河川については代表河川における平成28年度出水期前の評価の試行結果がまとまりました。**なお、**都道府県等管理河川については、代表河川による試行の段階にあり、データ数が少ないことから参考扱いとして掲載しています。**



### 【ダム】

国土交通省所管のダムについては、**従前より定期検査等(※1)による検査及び点検を実施し、健全度の評価等を行っております。**定期検査は3年毎の実施のため、**今回は平成26年度から平成28年度の結果を用いて全国の対象ダム全体の評価を行っています。**今後は、**河川の点検結果と併せて、その結果を公表してまいります。**



※1: 定期検査とは、ダム管理者以外の専門家等による検査で、3年毎に実施。ただし、概ね30年経過毎に実施される総合点検が実施された場合には、当該点検結果を用いている。

# (参考) 評価の対象施設及び試行状況

## ○公表対象

→ 河川 : 国管理河川 : 1年に1回以上点検を実施している堤防、樋門・樋管、水門※1、※2  
 都道府県等管理河川 : 代表的な河川に設置されている堤防、樋門・樋管、水門※1、※2

### ●堤防

→ 評価試行延長 (国管理河川) <sup>(※4)</sup> 13,612km / 約 12,000km (年点検対象※3)  
 (都道府県等管理河川) 2,375km / 約 42,000km (年点検対象※3)

### ●樋門

→ 評価試行施設数 (国管理河川) <sup>(※4)</sup> 8,033施設 / 約 7,500施設 (年点検対象※3)  
 (都道府県等管理河川) 272施設 / 約 13,000施設 (年点検対象※3)

### ●水門

→ 評価試行施設数 (国管理河川) <sup>(※4)</sup> 343施設 / 約 300施設 (年点検対象※3)  
 (都道府県等管理河川) 41施設 / 約 450施設 (年点検対象※3)

→ ダム : 国・水機構 : 定期検査又は総合点検を実施しているダム  
 都道府県等管理 : 定期検査又は総合点検を実施しているダム

### ●ダム

→ 評価実施施設数 (国・水機構管理) 121施設 / 122施設 (※5)  
 (都道府県等管理) 413施設 / 434施設 (※5)

※1. 改修工事を実施中の施設などについては評価を試行する必要はないこととしている

※2. 熊本地震の影響範囲となる国管理河川の白川水系、緑川水系、熊本県管理河川は平成28年度の公表対象からは除外

※3. 河川法施行規則第7条の2において1年に1回以上の頻度で点検を行うこととされている堤防の延長又は樋門・樋管、水門の施設数

※4. 年点検対象外の施設(計画高水位より背後地が高い区間の堤防及びこの区間の施設)も点検評価しているため母数を上回っている

※5. 完成後3年未満のダムなど定期検査が未実施のダムは健全度未評価

○公表の単位 : ●堤防 : 支川の合流点や橋梁などを境として区切った「一連区間」毎  
 ●樋門・樋管、水門、ダム : 個別施設毎